

#### 第4回 藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日時：平成26年5月19日（月） 午後1時30分～午後3時00分

場所：藤枝市役所 5階 大会議室

**議 事：（1）特定教育・保育施設の運営に関する基準条例骨子（案）についてから  
（4）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例骨子（案）について  
（資料1-1～資料1-4に基づき事務局が説明）**

副委員長： 資料1-1の利用定員についてだが、各認定号数について20人以上なのか、全体なのかどちらになる。

事務局： 定員については、園全体の定員になる。制度上は認定号数毎に定員を定める必要があり、実務上は歳児毎の定員を定め、それに基づいて給付費の計算を行うことになる。

副委員長： 今回の基準案の基となる国の基準はHP等に掲載されているのか。

事務局： インターネットで検索すれば見られる。

副委員長： やはり国の基準と比べて見たい項目も出てくると思う。現時点で藤枝独自の項目にしたいという想定はあるか。

事務局： 現時点ではない。次回の会議の際には、条例案を示したい。

委 員： 放課後児童クラブの職員の基準があるが、外国籍でも保育士等の資格を持っていればよいのか。

事務局： 職員の基準の中で国籍についての記載はない。また補助員については本項目の資格要件は求められていないので勤務は可能ではないか。

委 員： 放課後児童クラブの児童の数がおおむね40人以下となっているが、現在でも大きいところでは超えているのではないか。

事務局： 70名のクラブがあるが、現状の県のガイドラインでは、40～70名という基準があるので、それに従い事業を行っている。今後については、クラブの中で複数の集団に分けて対応する等の検討をしていきたい。

委 員： 資料1-1の「特定教育・保育に関する評価等」の2で評価を受けることになっているが、具体的にはどうすればよいのか。

事務局： 第三者評価制度を想定しているが、それに対する財政的な措置は決まっていない。県の指導監査などが該当するのではないかと考えている。

委 員： 資料1-3の小規模保育事業所A型の「設備の基準」は現状の制度と変わらないのか、新制度によって出来たものなのか。新たに設置しなければならないのなら補助はあるのか。

事務局： 現状の認可外保育所の指導監督基準を準用している。補助については、該当するものが現状ではない。

委 員： 資料1-4の「事故発生時の対応」について、現在は保険等に加入しているのか。また事業者は社会福祉協議会でよいのか。

事務局： 損害賠償に係る保険に加入している。事業者は社会福祉協議会でよい。

委 員： 学校の休業日の児童クラブの開所時間は現在何時間か。

事務局： 現在は7時30分から18時までの開所となっている。

委員長： 次回の会議で条例案が提示されるということなので、資料を読み込む中で意見・質問等があったら事務局に連絡をお願いしたい。

#### **議 事：(5) (仮称) 藤枝市子ども・子育て支援事業計画について**

##### **(資料2に基づき事務局が説明)**

副委員長： 1章にも記載があるが、教育日本一を掲げているのなら市の総合計画や教育振興基本計画との兼ね合いは大変重要になる。藤枝市と特徴となるものなので、福祉政策という面だけではなく、教育部門の意見も取り入れて策定して欲しい。

事務局： 本計画は児童課だけで策定するものではない。教育日本一にふさわしい充実した内容とするため、関係各課と作業部会を設けて進めていく。

委員長： 第4章の任意記載の項目は現状では掲載する方向でよいか。

事務局： 任意記載の項目については、現在の次世代育成支援行動計画の中に記載があるもので、引き続き掲載する。

副委員長： 質の高い教育・保育を幼児期に行うのは手がかかる。一人一人にきめ細やかに対応することはとても大事だが、現状は大変苦勞している。理念はもちろん大事だが、実践する現場は日々の業務に追われている。教育日本一という施策を掲げているのであれば、財政的な補助も併せて行わないといけない。新制度に移行すると、幼稚園も保育所も負担も増加し、仕事も大きく変わってくるので関係者は不安を持っている。

委員： 教育＝勉強というイメージが一人歩きしてしまうのではないか。こういったイメージは就学前の子どもにはふさわしくないとと思う。保育所も幼稚園も学力を上げる場ではない。親の愛情を受けて、自立していくところだと解釈している。

委員長： 教育＝勉強というのは日本人の固定概念としてあるが、人格の完成が目的と教育基本法でも謳われている。質の高い教育・保育といった場合、幼稚園教育要領や保育所保育指針の内容の達成度や実際にどのくらい細かい指導が出来ているかという教育方法の切り口があり、何を想定して内容を盛り込んでいくか明確にしなければいけない。幼児期の教育は、基本的な人間関係を構築し、自立した人間の基礎を培って次の小学校に続いていく第一歩になると思う。

今回は骨子案ということなので今後事業計画案が提示され、策定していくことになりますので、協力をお願いしたい。

#### **議 事：(6) 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法について**

##### **(資料3に基づき事務局が説明)**

#### **議 事：(7) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について**

##### **(資料4-1に基づき事務局が説明)**

委員長： 次回の会議で、どの区域設定とするか決めるということか。

事務局： そのようにお願いしたい。ただし量の見込みも区域設定に影響があるので、数値を提供する中で決定していただきたい。

委員： 6ページの事業名に対して区域設定の大半が1区域となっているが、幼稚園と保育所を利用

するための区域設定なのか。

事務局： 幼稚園や保育所の施設整備のためと、地域の子ども・子育て支援の13事業についての区域設定が求められている。同じ区域設定が基本とされているが、それぞれの事業の特性を鑑みて、事業毎に設定した。

副委員長： この事務局案以外はないと考えてよいか。他に想定しているものはあるか。

事務局： 事務局としては、B案かC案で想定しています。

委員： 区域を設定した場合、施設によっては定員が埋まらないケースも出てくると思うが、どうするのか。

事務局： 定員については、ニーズ調査結果から得た、量の見込みの数値に適したものにすることとなっている。本当に出来るかは不明だが、新制度では過剰な定員を設定している場合には、定員を下げるような働きかけをしなければならないとされている。

委員： 定員を下げることは待機児童が増えることになるのではないか。

事務局： 保育所待機児童は3歳未満児に集中しており、3歳未満児の定員を下げるようなことはない。

委員長： この区域設定には学区のような縛りはないのか。区域を超えて利用することは可能か。

事務局： 区域を超えて利用することはかまわない。現状でも、そういったケースは多い。利用する側の区域設定ではなく、効率的に施設整備をするための区域設定であることから、区域設定をすることで保護者に影響を及ぼすことはない。

副委員長： この区域設定は、幼稚園が新制度に移行し、特定教育・保育施設となった場合と考えてよいか。

事務局： 国の指針では新制度移行しない幼稚園も受け皿として含めて考えることになっている。

副委員長： 定員を減らされる可能性があるというのは、私立幼稚園にとっては死活問題。新制度に移行しても経営していけるだけの財政的措置があるかも不安。

委員長： 関係機関には丁寧な説明をするようお願いしたい。

事務局： 来週行われる国の子ども・子育て会議で公定価格の仮単価が公表されると聞いている。園毎に試算を行い、説明に伺う予定でいる。

委員長： 次回には量の見込みの数値も提示されるので、それをもって区域を決めていくということをお願いしたい。

(15:00 議事終了)